

## 杉並区受動喫煙防止対策推進方針の策定について

区では、これまでも受動喫煙防止対策及び分煙対策に努めるとともに、路上禁煙地区の指定等によるポイ捨て防止に取り組んできました。

こうした中で、健康増進法の一部を改正する法律（以下「法」という）等が、令和2年4月に全面施行となることから、以下のとおり「杉並区受動喫煙防止対策推進方針」を策定し、区における受動喫煙防止対策の具体的な推進を図ります。

### 1 策定の目的

法等が令和2年4月から全面施行されることを踏まえ、受動喫煙が健康にもたらす有害性の啓発と受動喫煙防止対策の具体的な推進に向けた、区の実施の方向性とその内容を明らかにする。

### 2 基本的考え方

非喫煙者と喫煙者の双方が存在することを前提に、立地環境やこれまでの取組を踏まえた徹底した分煙化を推進するとともに、「人」と「場」の2つの視点から受動喫煙防止の実現に向けて取組を進める。

### 3 対象範囲

人：在住・在勤・在学者だけでなく、区に滞在するすべての人  
場：敷地を含む区立施設と公園、駅前広場、道路等の公共施設

### 4 取組の方向性と内容

#### (1) 「人」に対する取組

- 喫煙を始めないための対策：小・中学校の児童・生徒へのパンフレット配布等による啓発等
- 喫煙の健康影響の普及啓発：世界禁煙デー等を利用した普及啓発等
- 禁煙したい人へのサポート：禁煙教室や区民健康診査等での保健指導の実施等
- 事業者等への普及啓発・指導：事業者向け等の受動喫煙防止対策の普及啓発・講演会等の実施等

#### (2) 「場」に対する取組

- 区立施設における受動喫煙防止対策の推進

区立施設については、施設の設置目的や立地環境に併せて徹底した分煙化を図る。

- ・法に規定する第一種施設のうち、区役所、福祉事務所等の行政機関については、敷地内全面禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置可能とされていることから、立地環境及び利用者の喫煙動向により必要と判断した場合は当分の間設置可とする。
- ・集会施設やスポーツ施設等第二種施設は、原則屋内禁煙とするが、既存の喫煙室については、必要と判断した場合は、国が示す基準に適合するよう整備し、当分の間、設置可とする。

## ○屋外における受動喫煙防止対策の推進

- ・路上禁煙地区の駅周辺を中心に、駅前広場や近隣の区立施設等の敷地内に公衆喫煙場所を整備する。
- ・区立施設等の敷地内に設置している喫煙場所で、不特定多数の区民が利用できるところについて、受動喫煙防止に配慮した整備を行い、路上禁煙地区以外の場所でも、区が指定する公衆喫煙場所内で喫煙するよう誘導し、公共の場所での分煙化を推進する。
- ・民間事業者等に、分煙に配慮した公衆喫煙場所の設置等について協力を呼びかけるとともに、設置に対する補助、支援制度の継続・充実を国や都に働きかけていく。

## 5 公衆喫煙場所の今後の方向性

区民の声等を勘案しながら、区立施設敷地内の公衆喫煙場所整備や、民間事業者が設置する公衆喫煙場所の確保に努め、受動喫煙に対する防止対策を進めていく。なお、一定程度の公衆喫煙場所を設置した後は、屋外での喫煙の状況を踏まえ、路上禁煙地区のあり方を含め、屋外における喫煙のルールや公衆喫煙場所の見直しを行う。

## 6 その他

本方針の策定に伴い、平成15年度に策定した「杉並区における喫煙対策指針」及び「区立施設における分煙化基準」については廃止する。

## 7 今後のスケジュール(予定)

令和元年6月	第一種施設の屋内喫煙所廃止
7月	ホームページによる周知
9月	受動喫煙防止対策に関するコールセンター設置に併せて広報周知 屋外公衆喫煙場所設置に係る補正予算案を提出

## 杉並区受動喫煙防止対策推進方針

受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。

たばこの煙には約5,300種類の化学物質が存在し、その中には約70種類の発がん性物質が含まれています。これらの物質は、がんや、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、心筋梗塞や脳卒中などの原因になり、特に乳幼児や、未成年者に対しては影響が大きいとされています。

とりわけ、たばこの先から出る副流煙は、本人がフィルターを通して吸う主流煙よりも有害物質が多く含まれ、健康影響は大きいとされています。

区は受動喫煙の防止を図るために、平成15年度に「杉並区における喫煙対策指針」を策定し、「未成年者への喫煙防止対策」、「分煙対策」、「禁煙に向けてのサポート」、「喫煙マナーの向上と環境美化への取組」を4つの柱として、区、区民、事業者の協力の下、受動喫煙防止対策の取組を進めてきました。

分煙対策については「区立施設における分煙化基準」を定め、喫煙場所と非喫煙場所の分離を進める一方、「喫煙対策実施施設登録制度」を設け、登録飲食店等を広報・HPで周知する等の取組を進めてきました。

また、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」を平成15年度に制定し、この条例の中で区内全域歩きタバコ禁止や、路上禁煙地区を指定して、ポイ捨て防止等に取り組んできました。

こうした中、「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が成立し、令和2年4月に全面施行されることとなりました。そのため、区においても更なる取組の推進が求められています。

これらを踏まえ、区では、これまでの指針等を見直し、新たな方針を策定することとしました。

### I 目的

「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が令和2年4月から全面施行されることを踏まえ、受動喫煙が健康にもたらす有害性の啓発と受動喫煙防止の具体的推進に向けた、区の取組の方向性とその内容を明らかにすることを目的とします。

### II 基本的考え方

区は、受動喫煙防止対策は重要な課題ととらえ、非喫煙者と喫煙者の双方が存在することを前提として、施設等の立地環境やこれまでの取組を踏まえて、さらに徹底した分煙化を図り、受動喫煙防止の実現に向けて「人」と「場」の2つの視点で取組を進めていきます。

### Ⅲ 対象範囲

この方針は、区内に在住・在勤・在学する人だけでなく、区に滞在するすべての人を対象とするとともに、区が管理する区立施設とその敷地内及び、公共の場所である公園、駅前広場、道路等について適用するものとします。

### Ⅳ 取組の方向性と内容

#### 1 「人」に対する受動喫煙防止の取組

##### (1) 喫煙を始めないための対策

禁煙は、喫煙習慣が確立してから行うことが難しいとされているため、喫煙を始めないための啓発活動が重要です。また、特に健やかな心と体の育成が望まれる未成年者の成長が阻害されることのないよう、喫煙防止教育を学校、地域、家庭において積極的に推進するとともに、社会全体で広く未成年者の喫煙を防止する社会環境を作っていきます。

＜主な取組＞

- ・小・中学校の児童・生徒へのパンフレット配布等による啓発
- ・未成年者へのたばこ販売禁止徹底の呼びかけ

##### (2) 喫煙の健康影響の普及啓発

区民が喫煙による健康影響を正しく理解できるよう、喫煙と受動喫煙がもたらす健康への有害性や吸わない人への配慮行動などについて周知していきます。

＜主な取組＞

- ・世界禁煙デー等を利用した普及啓発
- ・乳幼児健康診査や母親学級・パパママ学級等の参加者への健康教育

##### (3) 禁煙したい人へのサポート

たばこの煙に含まれるニコチンには、強い依存性があるため、やめたいと思った人も、なかなかたばこをやめられないという実態があります。

そのため、禁煙したい人に対して、適切な情報提供による禁煙サポートを行います。

＜主な取組＞

- ・禁煙教室や区民健康診査等での保健指導の実施
- ・区内で禁煙外来を行っている医療機関の案内

##### (4) 事業者等への普及啓発・指導

健康増進法の一部を改正する法律等に則り、適切な受動喫煙防止対策が図られるよう、事業者等に向けて普及啓発を図るとともに、通報があった場合は現地確認ののち、改善指導を行っていきます。

＜主な取組＞

- ・事業者向け等の受動喫煙防止対策の普及啓発・講演会等の実施
- ・通報に基づく、速やかな状況把握と改善指導の実施

## 2 「場」に対する受動喫煙防止の取組

受動喫煙防止対策の強化に伴い、区は、区立施設において法律や条例を遵守するとともに、施設等の立地環境に応じて非喫煙者、喫煙者の双方に配慮した分煙化の徹底を目指していきます。

あわせて、民間事業者等にも公衆喫煙場所の設置等の協力を呼びかけていきます。

### (1) 区立施設の受動喫煙防止対策の推進

区立施設については、施設の設置目的や立地環境に併せて、徹底した分煙化を図っていきます。

#### ①屋内施設の類型別対応

区分	施設類型	法・条例の規制		法令等を受けて 区の対応策
		規制内容	喫煙所 設置条件	
第一種施設	区立小・中学校、保育園等	敷地内 全面禁煙	不可(努力義務)	敷地内全面禁煙、屋外喫煙場所設置不可
	児童館、子どもセンター等		特定屋外喫煙場所設置可(設置にあたって技術的留意点あり)	学校等に準じて敷地内全面禁煙、特定屋外喫煙場所設置不可
	行政機関 (区役所、福祉事務所、保健所、児童青少年センター、産業振興センター、済美教育センター等)			敷地内全面禁煙。なお、特定屋外喫煙場所は立地環境及び利用者の喫煙動向により必要と判断した場合、当分の間、設置は可能
第二種施設	高齢者関連施設	原則 屋内禁煙	喫煙専用室は設置可 屋外喫煙場所設置可(人通りの方向に、煙が容易に漏れ出ないように配慮すること)	第一種施設の行政機関に準じて屋内禁煙、喫煙専用室設置不可とするが、既存のものについて、利用者等の喫煙動向により必要と判断した場合は、国が示す基準に適合するよう整備し、当分の間、設置は可能。なお、屋外喫煙場所は立地環境及び利用者の喫煙動向により必要と判断した場合、当分の間、設置は可能
	障害者福祉施設			
	文化・学習施設			
	集会施設			
	スポーツ施設			
その他 (公園管理事務所等)				

第一種施設とは、特に健康影響を受けやすい子どもや妊婦、傷病者等に配慮した学校、病院、児童福祉施設、行政機関等の原則敷地内禁煙の施設を指

し、国は、行政機関の定義を「政策や制度の企画立案業務が行われているもの」としています。

第二種施設とは、第一種施設と喫煙目的施設（シガーバーなど）以外のすべての施設を指します。

また、一つの建物に、第一種施設と第二種施設が包含される場合は、第一種施設に分類され、区役所庁舎と議会棟が一体的に建設されている本区の場合は、議会棟も第一種施設に分類されます。

一方、複合施設の場合、施設の機能や利用者が明確に異なる場合や、区分されている場合、それぞれが独立した別の施設として規制を適用することとされています。例えば、第二種施設と保育施設が併存する場合は、保育施設の階やエリアのみが第一種施設としての規制を適用されることとなります。

## ②特定屋外喫煙場所の設置

「特定屋外喫煙場所」とは第一種施設の屋外の場所の一部のうち受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所を指します。

政省令通知では下記のこと定められていますが、区においても設置する際にはこの通知を踏まえて整備します。

(1) 特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものである。

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要がある。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

(厚生労働省通知：健発 0222 第 1 号平成 31 年 2 月 22 日より一部抜粋)

### ③第二種施設での屋外喫煙場所設置の際の配慮

第二種施設に該当する区立施設についても、原則屋内禁煙とし、屋外に喫煙場所を置く場合も特定屋外喫煙場所に準じて整備していきます。

ただし、敷地の形状や設置、撤去のコストを考慮して整備が難しい場合は、当分の間、人が行き来するところにたばこの煙が流れないように周辺に配慮して設置していきます。

## (2)屋外の受動喫煙防止対策の推進

法令上、屋外における受動喫煙については特に規制はなく、屋内の禁煙が進んでいくことによって、屋外での喫煙の機会が増え、路上や公園等での受動喫煙が増えることが懸念されます。現在区民の喫煙率は、平成29年の杉並区生活習慣行動調査では、成人男性20.6%、成人女性が6.0%であることから一定数の喫煙者がいることを鑑みて、たばこを吸う人が法令、マナーを守って吸えるよう、十分に配慮していくことも行政の責務です。そのため、公共の場所での受動喫煙を防ぐため、屋外でも分煙のための措置を取るよう努めていきます。

### ①屋外に設置する公衆喫煙場所による公共の場所での分煙化の推進

国は、屋外分煙施設について、いくつかの具体例を示し、条件を設けています。区が屋外に設置する喫煙場所については、この条件を踏まえ設置していきます。

○人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること  
<具体例>

- ①壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合(コンテナ型)
  - ・排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
  - ・給気口(出入口と兼ねることも考えられる)は、排気口の反対側に設置されていること
- ②壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合(パーテーション型)
  - ・壁については、一定程度の高さ(2~3メートル程度)があること
  - ・出入口には、方向転換のためのクランクがあること(2回以上のクランクがあることが望ましい)
  - ・四方の壁の下部に、給気用の隙間(10~20センチメートル程度)があること

(厚生労働省通知：健発1109第6号平成30年11月9日より一部抜粋)

具体的には、「杉並区生活安全及び環境美化条例」に規定する路上禁煙地区の駅周辺の駅前広場に、上記の条件を踏まえた「公衆喫煙場所」を整備し、分煙化の徹底を図ります。駅前広場に設置が困難な場合は、近隣の区立施設等も活用して整備していきます。

このほか、路上禁煙地区でない駅の駅前広場に整備済みの喫煙場所についても同様の措置を講じ、公衆喫煙場所とします。

また、区立施設等の敷地内に設置している喫煙場所で、不特定多数の区民

が利用できる立地条件にあるところについても、公衆喫煙場所となるようパーテーションの設置等、受動喫煙防止に配慮した整備を行います。

これらの取組を進めることで、路上禁煙地区以外の場所でも、区が指定する公衆喫煙場所内で喫煙するよう誘導し、公共の場所での分煙化を推進します。

## ②民間事業者等に対する公衆喫煙場所設置への働きかけ

屋内外にかかわらず、公衆喫煙場所については区立施設等の敷地内の活用だけではなく、民間事業者等にも、分煙に配慮した設置等について協力を呼びかけていきます。このため、公衆喫煙場所の設置に関して民間事業者等から問い合わせがあった際には、現地を確認の上、適切に受動喫煙防止対策が図られるように助言していきます。

加えて、公衆喫煙場所の設置に関する補助、支援制度の継続・充実を国や都に働きかけていきます。

## (3)公衆喫煙場所の今後の方向性

引き続き、区民の声等を勘案しながら、受動喫煙対策を講じた区立施設敷地内の公衆喫煙場所整備や、民間事業者が設置する公衆喫煙場所の確保に努め、受動喫煙に対する防止対策を進めていきます。そして、一定程度の公衆喫煙場所を設置した後は、路上をはじめとした屋外での喫煙の状況を踏まえ、路上禁煙地区のあり方を含め、屋外における喫煙のルールや公衆喫煙場所の見直しを行っていきます。